

平成 24 年度 環境技術実証事業「有機性排水処理技術分野」における
実証対象技術の募集について（お知らせ）

（社団法人埼玉県環境検査研究協会公表資料）

（同時発表 環境省）

平成 24 年 4 月 27 日（金）

代 表 連 絡 先	社団法人埼玉県環境検査研究協会 実証事業事務局 担 当 野口・鈴木 代 表 048-649-1151（内 333） 直 通 048-649-5496 メールアドレス news@saitama-kankyo.or.jp
-----------------------	--

社団法人埼玉県環境検査研究協会は、環境省が実施する平成 24 年度有機性排水処理技術分野の実証機関となりました。

そこで、平成 24 年度 環境技術実証事業「有機性排水処理技術分野」における実証対象技術を下記のとおり募集いたします。

記

○募集対象技術

- a. 対象となる排水
 - ・ 厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水。
- b. 対象となる技術
 - ・ 開発中の技術ではなく、商業的に利用可能な技術であること。
 - ・ 生物学的処理、物理化学的処理、又はその組み合わせ（ハイブリッド法）。
 - ・ 後付け可能なプレハブ型等の低コスト・コンパクト、かつメンテナンスが容易な技術であること。

※総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした技術、汚泥に関する技術も幅広く対象とします。

※流入水及び処理水の実証試験ができないもの、また、薬剤・微生物製剤を既存排水系統に投入するだけの技術は除きますが、詳しくは社団法人埼玉県環境検査研究協会 実証事業事務局までお問い合わせください。

○受付期間

平成 24 年 4 月 27 日（金）から 6 月 29 日（金）まで

○実証対象技術の募集案内

詳しくは別添 1「技術募集案内」、別添 2「申請及び実施に関する要領」をご覧ください。

別添 3「実証申請書」は社団法人埼玉県環境検査研究協会のウェブサイトからもダウンロードできます。

○その他

この分野においては、実証試験に係る実費を申請者に負担していただく手数料徴収体制で実

施いたします。

○問い合わせ先及び申請書提出先

社団法人埼玉県環境検査研究協会 実証事業事務局（野口・鈴木）

〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11

代 表 T E L 048-649-1151（内線 333）

直 通 T E L 048-649-5496

F A X 048-649-5493

E-mail news@saitama-kankyo.or.jp

○参考（環境技術実証事業とは）

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として、平成 15 年度に環境省が始めた事業です。

平成 24 年度 環境技術実証事業「有機性排水処理技術分野」における 実証対象技術の募集について「技術募集案内」

(社団法人埼玉県環境検査研究協会公表資料)

平成 24 年 4 月 27 日(金)

社団法人埼玉県環境検査研究協会

環境省では、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業を「環境技術実証事業」として実施されております。

このたび、社団法人埼玉県環境検査研究協会は、平成 24 年度の有機性排水処理技術分野の実証機関となりました。

つきましては、ここに実証試験の対象となる技術を募集いたします。

なお、この分野においては、実証試験に係る実費を申請者に負担していただく手数料徴収体制で実施いたします。

1 実証試験の対象技術等

(1) 申請対象技術

- a. 対象となる排水
 - ・厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水。
- b. 対象となる技術
 - ・開発中の技術ではなく、商業的に利用可能な技術であること。
 - ・生物学的処理、物理化学的処理、又はその組み合わせ(ハイブリッド法)。
 - ・後付け可能なプレハブ型等の低コスト・コンパクト、かつメンテナンスが容易な技術。

※総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした技術、汚泥に関する技術も幅広く対象とします。

※条件によっては実証試験ができない場合があります。(例として、流入水及び処理水が把握できない、薬剤・微生物製剤を既存排水系統に投入するだけの技術など)詳しくは社団法人埼玉県環境検査研究協会 実証事業事務局までお問い合わせください。

(2) 実証試験実施場所

- 実証試験実施場所は、すでに装置が設置されている場所、又は実証試験計画作成開始予定時期までに装置の設置が確実な場所を提案してください。

なお、実証試験実施場所の提案が難しい場合はご連絡ください。対象技術によっては、実証試験場所の紹介が可能な場合があります。

2 申請者の要件

- 対象となる技術を保有する者であること。
- 実証試験実施場所を提案できることなど、「環境技術実証事業 有機性排水処理技術 実証試験要領」で定められた事項を遵守できること。

※実証試験要領は、環境省の環境技術実証事業ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/policy/etv>)を参照して下さい。

- 技術実証に関する実証機関の運用方法を定めた「技術実証に係る申請・実施に関する要領」で定められた事項を遵守できること。
※この要領は、社団法人埼玉県環境検査研究協会による環境技術実証事業のウェブページ (<http://www.saitama-kankyo.or.jp/>) を参照して下さい。(実証申請書様式もダウンロードできます。)

3 対象技術の申請及び実証対象技術選定について

(1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、下記の書類を各1部(正本1部、電子ファイル:マイクロソフト Word 形式[2000~2007 形式]媒体は CD-R、DVD-R、USB メモリの何れか)提出してください。(別添 1-4 ページ、8の申請書提出先まで必ず郵送にて申し込み下さい。)

①申請技術についての資料

別添 3「**実証申請書**」様式(A4サイズ)の各項目について記入したものと及び申請書に添付する資料:様式自由。

②その他(必要に応じて)

(2) 申請の締め切り

公表の日から平成 24 年6月 29 日(金)まで、実証対象技術の申請を受付けます。

なお、期限までに実証対象技術の応募がない場合、若しくは、受付終了後に開催する技術実証検討会において、応募のあった実証対象技術が妥当な技術に該当しないと判断した場合は、受付期間を延長します。その場合の受付期間は、技術実証検討会において、新たな応募の実証対象技術が妥当な技術と判断した時点で、申請の受付期間を終了します。

(3) 書類選考及び実証対象技術選定等について

別紙申請様式にて申請していただいた後、書類選考及び技術実証検討会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定し、実証運営機関の承認を得て決定します。なお、対象技術の選定は、実証試験要領に示されている形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点に照らして行います。

また、選定結果につきましては申請者に個別に通知しますが、選定経過については問い合わせに応じられません。

4 既存データの活用

- 実証申請者が既に取得しているデータについて、実証試験要領や公定法に準拠した方法で採取されたデータであるか、得られた結果が実証試験結果に合致するか、データ取得機関が実証機関において求められる品質管理システムに準ずるシステムを構築し、適切な品質管理を行っているかなどの観点から、その妥当性が確認できれば、実証試験に代えることができます。
- 実証申請者が既に取得しているデータの妥当性の確認は、実証機関が、実証申請者から提出された事項について、実証試験計画書とともに技術実証委員会に報告し、検討されることとなります。
- 実証申請者が既に取得しているデータが、実証試験計画において必要とされるデータを満たしていないと判断された場合(一部データが不足すると判断された場合)においては、その必要部分について、別途実証試験を行う必要があります。

5 費用負担

- 実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、その費用は申請者の負担となります。
- 実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用は申請者の負担となります。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も申請者の負担となります。
- 実証試験実施に係る実費は、申請者に手数料として負担していただき実証機関に納付して頂くこととなります。

※実証試験実施に係る手数料は、実証対象技術の内容、試験実施場所、実証試験の項目及び既存データの活用等により異なりますが、申請者と調整し、試験計画の内容が確定した後に積算し決まることとなり、原則実証試験開始前に納付していただくこととなります。なお、実証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料は改めて確定することとなります。

※対象技術の処理方法による手数料予定額（但し、既存データの活用がない場合）

- ・生物学的処理 160～280 万円程度
- ・物理化学的処理 120～160 万円程度
- ・ハイブリッド 250～360 万円程度
- ・その他(技術実証委員会の開催、実証試験計画の策定、実証試験結果報告書の作成等)の費用は、環境省が負担します。

6 実証予定について

	平成 24 年 5～6月	7月	8月～平成 25 年2月	3月
対象技術の公募・選定	←→			
実証試験計画の策定		←→		
実証試験の実施			←→	
実証試験結果報告書の作成				←→
環境省への報告・公開				↔

※実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、実証試験結果の如何を問わず、環境省の承認後、環境技術実証事業及び本協会のウェブサイトで公表される予定です。

7 その他

- 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。
- 本件につきましては可能な限り情報を公開していくこととしておりますが、公開できない情報につきましては別途相談ください。

8 問い合わせ先及び申請書提出先

社団法人埼玉県環境検査研究協会 実証事業事務局(野口・鈴木)

〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11

代表 TEL 048-649-1151(内線 333)

直通 TEL 048-649-5496 FAX 048-649-5493

E-mail news@saitama-kankyo.or.jp

なお、環境技術実証事業全般については環境省の環境技術実証事業ウェブサイト詳しく紹介されていますので参考にしてください。

【環境技術実証事業ウェブサイト <http://www.env.go.jp/policy/etv/>】

技術実証に係る申請及び実施に関する要領（有機性排水処理技術分野）

社団法人埼玉県環境検査研究協会 環境技術実証事業

（目的）

第1条 本要領は、先進的環境技術の環境保全効果を第三者が客観的に実証することによって、環境技術の普及を促進し、もって環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として、環境省が推進する「環境技術実証事業（以下「事業」という。）における有機性排水処理技術の実証試験（以下「技術実証」という。）について、技術実証の実施方法を定めた「環境技術実証事業 有機性排水処理技術分野 実証試験要領」に基づいて実証する社団法人埼玉県環境検査研究協会が本事業の実証機関（以下「実証機関」という。）としての運用方法を定めるものである。

（技術実証の申請）

第2条 有機性排水処理技術分野の技術実証を希望する者は、本要領及び別添の実証試験要領を承認のうえ、実証機関がホームページ上で公開する「技術実証申請書」に必要事項を記載のうえで、実証機関に対し、実証技術の申請を行なう（以下、技術実証の申請をした環境技術を有する者を「実証申請者」という。）。
2 実証機関に所属する者が役員もしくは構成員となっている実証申請者の実証技術は、申請を受け付けない。
3 実証機関は、諸手続の情報提供や対応について実証申請者によらず同等に扱い、併せて技術情報を守秘する。

（審査結果の通知等）

第3条 実証機関は、自らの手数料予定額を明示して対象技術を公募する。
2 実証機関は、第2条の申請があったときは、当該申請技術の実証可能性を審査し、実証運営機関の承認を得ることとする。審査に当たっては、実証申請者との利害関係が影響することなく、特定の実証申請者や申請技術やよって偏りのなく対応する。
3 実証機関は、第2条の申請の審査結果について、実証申請者に通知を行なう。
4 実証機関は、申請技術の選定経過を開示しないこととする。
5 実証申請者から審査結果の異議申し立てがあった場合は、公開できる範囲で誠実に対応する。

（実証試験計画の作成）

第4条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験計画を策定する。
2 前条第3項で審査結果の通知を受けた者（以下「実証申請者」という。）は、実証機関による実証試験計画の策定に協力しなければならない。
3 実証機関は、実証申請者に対して実証試験計画案を書面で通知し、実証申請者からその内容について承認を得ることによって、当該実証試験計画案を「実証試験計画」として確定させる。
4 実証機関は、実証申請者の承認を得られないために、実証試験計画が確定できないときは、技術実証を行なわない。

(実証試験の実施)

- 第5条 実証機関は、実証試験要領及び実証試験計画に定めるところに従って、技術実証のために必要な実証試験（以下「実証試験」という。）を実施する。
- 2 実証機関は、実証申請者等への助言等により実証試験が公平並びに公正な実施に影響することなく事業を進める。

(実証試験の委託)

- 第6条 実証機関は、実証試験にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合、実証機関は、実証試験要領に基づく技術実証の品質を保持できる機関を選定する。

(必要装置等の提供・貸与)

- 第7条 実証申請者は、実証試験に関し、実証機関の要請に応じて、以下次の各号に定める協力行為を行なわなければならない。
- (1) 実証試験に必要な装置及び付属機器等（以下「必要装置等」という。）の提供又は貸与並びに必要な装置等の操作、運転に必要なマニュアルの提供
 - (2) 必要装置等の操作、運転に必要な作業要員（必要装置等の運転にかかわる資格及び訓練を受けている者に限る）の派遣及び材料、燃料その他の物品の提供
 - (3) 実証試験実施場所の提供
 - (4) 実証試験に対する補佐、助言その他実証試験の円滑な実施に必要な一切の協力行為
- 2 実証機関は、実証申請者が前項各号の協力行為を行なわないときは、技術実証を中止することができる。

(貸与物滅失の免責)

- 第8条 実証機関は、必要装置等その他の実証申請者から貸与された物品（以下「貸与物」という。）を滅失又は毀損したときでも、それが故意によるものでない限り、実証申請者への賠償を免責される。

(実証試験計画の変更)

- 第9条 実証機関は、実証試験途中において、第三者による客観的実証である本業務の趣旨に照らして、実証運営機関及び実証申請者と協議の上、実証試験計画の主要な箇所について変更の必要が生じたときは、その旨を実証申請者に書面で通知する。ただし、実証試験に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 実証申請者は、前項の通知を受領したときは、その変更を承認するか否かについて実証機関に書面で通知するものとする。承認しない通知については、非承認を相当する合理的理由を記載しなければならない。
 - 3 実証申請者が第1項の通知を受領した日から10日以内に、合理的理由が記載された不承認の通知が実証機関に到着しない場合、実証申請者が第1項の変更を承諾したものとみなす。
 - 4 実証機関は、実証申請者から実証試験計画の変更の希望があった場合には、適当な変更であるかどうかを判断し、実証運営機関及び実証申請者と協議の上、実証試験計画を変更するものとする。

(実証技術の中止)

- 第10条 実証機関は、実証機関の責めに帰すべからざる事由により実証試験の実施が不可能又は著しく困難となったときは、技術実証の一部または全部を中止することができる。

- 2 実証機関は、実証申請者から技術実証の一部又は全部を中止する希望があった場合には、正当な理由によるものかを判断し、実証運営機関及び実証申請者と協議の上、実証試験の一部又は全部を中止するものとする。

(実証試験の再実施請求)

- 第11条 実証申請者は、実証試験の内容が実証試験計画と著しく異なると判断したときは、報告書受領から 14 日以内に、実証機関に対して、実証試験の内容が実証試験計画と著しく異なる旨及びその合理的根拠を明示した通知を行なうことにより、実証試験計画に従った実証試験の再実施を請求することができる。
- 2 実証機関は、前項により実証申請者が主張する再実施の根拠を合理的でないとして判断したときは、実証試験を再実施しない。

(費用負担)

- 第12条 次の各号に掲げる事項に要する費用は、原則として、実証申請者が自ら負担するものとする。
- 一 対象技術の試験実施場所への持込・設置
 - 二 現場で実証試験を行なう場合の対象技術の運転に係る電気料金等の費用
 - 三 試験終了後の対象技術の撤去・返送
- 2 次の各号に掲げる実証試験実施に係る実費は、原則として、実証申請者が手数料として負担するものとする。
 - 一 測定・分析等に係る人件費、補助職員賃金、機器損料、外部委託費等
 - 二 試験に伴う消耗品、測定器等が消費する電気料金・水道料金等
 - 三 実証機関出張旅費
 - 3 実証機関は、必要に応じ、前項「実証試験実施に係る実費」に一般管理費を含めることができる。
 - 4 実証機関は、実証試験計画の策定後、実証試験の開始前に、第2項に定める手数料の額及び納付期日を確定し、実証申請者に通知するものとする。納付期日は、原則、実証試験開始前とする。この結果は、実証運営機関に報告する。
 - 5 前項の通知を受けた実証申請者は、期日までに、実証機関に手数料を納付する。
 - 6 実証機関は、手数料額の確定の際に、実証試験途中における実証項目の追加、また、これに伴う手数料額の追加があり得るところを、実証申請者に対して確認することとする。
 - 7 第9条または第10条の規定により、実証試験計画の変更または技術実証の一部又は全部を中止する場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその経緯を説明し承認を得た上で、実証申請者と協議の上、第2項に定める手数料の額を改めて確定するものとする。

(報告書)

- 第13条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験の結果に関する実証試験報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル等の媒体で作成し、実証申請者に通知、送付する。
- 2 報告書における技術実証の結果は、環境技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下における環境技術の環境保全効果のデータを提供するものであり、実証機関は、実証申請者の環境技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、実証申請者は、実証機関が環境技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。
 - 3 実証申請者は、報告書の内容に関して疑義があるときは、実証機関に対し、実証試験の具体的諸条件などの説明を求めることができる。

4 報告書に著作権は、環境省に帰属するものとする。

(報告書の公開)

第14条 報告書は、実証運営機関に提出され、確認を受けた上で、環境省の承認を受けて一般に公開される。公開の方法、期間その他の公開に関する一切の事項は環境省が決定する。

2 実証申請者は、いかなる場合においても報告書の公開を拒否することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、環境技術に技術上又は営業上の秘密が含まれる場合において、実証申請者が実証試験計画の確定時まではその旨申し出、実証機関から承認を受けたときは、その承認を受けた範囲に限り公開されないものとする。

(協力事項)

第15条 実証申請者は、事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。

(1) 実証機関又は環境省が主催する検討会等への出席及び検討会等に必要な資料の作成

(2) 実証試験に係る日本国政府の予算に関する資料の作成及びヒアリングへの対応

(3) 技術実証後における環境技術の普及状況の報告

(守秘義務)

第16条 実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しない。この取扱いは、実証申請者に対し同等に扱う。ただし、学術的な研究等に役立つ場合には、公開される範囲や実証申請者等が認めた範囲とする。

(損害賠償)

第17条 実証試験に関連して実証機関に損害が発生した場合、実証申請者は、実証機関に発生した損害を賠償するものとする。ただし、実証試験計画の策定、貸与物の貸与、必要装置等の運転その他の実証申請者の行為について故意または過失がないことが証明された場合についてはこの限りではない。

(定めのない事項等の取扱い)

第18条 本要領に定める事項について生じた疑義又は本要領について定めのない事項については、実証申請者と実証機関が協議して決定、解決するものとする。

附 則

この規則は平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規則は平成22年6月25日から施行する。

附 則

この規則は平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は平成24年4月10日から施行する。